

**群馬県立心臓血管センターの患者の権利章典**

　患者様は「患者中心の医療」の理念のもとに、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。また、医療は、患者様と医療提供者とが互いの信頼関係に基づき、協働してつくり上げていくものであり、患者様に主体的に参加していただくことが必要です。

　県民の生命と健康を守ることを使命とする県立心臓血管センターは、このような考え方に基づき、ここに「患者の権利章典」を制定します。

　当センターの職員は、この「患者権利章典」を守り、患者様の医療に対する主体的な参加を支援していきます。

１　一人一人の人格が尊重される権利

　患者様は、治療や検査などに当たり、各々の人格、価値観などを持ちながら社会生活を営む個人として尊重されます。当センターの職員は、患者様の個々の人格や価値観などを尊重し、両者が互いに協力し合いながら医療をつくり上げていくよう努めていきます。

２　良質な医療を公平に受ける権利

　患者様は、だれでも社会的な地位、疾病の種類、国籍、宗教などにより差別されることなく、適切な医学水準に基づいた安全かつ効果的な医療を受ける権利を持っています。当センターの職員は、この権利を尊重し、患者様に対して常に公平であるとともに、適切で安全な医療の提供や医療の質の向上を目指して知識・技術の研鑽に努めていきます。

３　十分な説明を受ける権利

　医療に対する説明や情報の提供は、医療提供者側からの一方的なものであってはなりません。医療提供者が、患者さんから自覚症状や既往歴などの情報提供を受けたり、患者様の質問に理解しやすい言葉や方法で適切に答えるなど、患者中心の立場で両者の密接なコミュニケーションを通して行い、患者様の理解と納得を得ることが必要です。

　当センターの職員は、患者様とのコミュニケーションを大切にし、患者様の理解を助け、納得が得られるよう努めていきます。

４　自分が受ける医療内容を決定する権利

　患者様が受ける治療方法などを自らの意思で選択し・決定する権利があります。それを保障するためには、単に医療情報を提供するだけではなく、適切な医学水準の知識や経験を持つ医療提供者が、常に患者さんの利益を考えながら支援していくことが必要です。当センターの職員はこのような姿勢に立って、患者様の意思を尊重していきます。

　なお、その際には、別の医師の意見（セカンド・オピニオン）をお聞きになりたいという御希望も尊重します。

５　自分が受けている医療について知る権利

　患者様が診療記録を見るだけではその内容を把握することが難しい場合が多いため、診療記録の開示を求める権利には、診療記録の閲覧、複写はもとより、内容の要約や説明を受ける権利も含まれます。当センターでは、このような考えに基づき独自の制度を作って診療記録の開示に取り組んでいます。

　また、診療記録開示の権利を実行あるものにするため、診療記録の作成に当たっては、常に適切な記載を行うよう努めていきます。

６　プライバシー保護の権利

　病気にかかわる患者さんの私的な情報が取り扱われ、特別な環境のもとで私的な生活が営まれる病院という場所であるからこそ、患者さんのプライバシーは十分に配慮されなければなりません。当センターでは、病院がこのような性格を持つ施設であることを十分認識し、個人情報の秘密の保持や私生活をみだりにさらされず、乱されないという患者さんのプライバシーの権利について、厳正に取り扱っていきます。

＜患　者　責　務＞

１　健康に関する情報を正確に提供する責務

　医療提供者が患者様の状態や治療等について的確な判断を行っていくために、家族暦、既往歴、アレルギーの有無など、患者様自身の健康に関する情報をできるだけ正確に医療者へ伝えてくださるようお願いします。

２　十分理解できるまで質問を受ける責務

　患者様が、治療等に関する十分な説明や情報提供により納得のいく医療を受けていただくために、分からないことがあれば何度でも医療提供者に質問してくださるようお願いします。

３　医療提供に支障を与えないよう配慮する責務

　病院では、職員が数多くの患者様に様々な医療を提供しています。患者様は通常の社会生活には制約を受けざるを得ないこともあります。このことを十分に御理解いただき、適切な医療の提供に御協力くださるようお願いします。